

南相馬市角川原総合研修センター設置及び管理に関する条例を廃止する条例等の制定及び財産を処分する件

## 1. 趣旨

南相馬市角川原総合研修センターについては、市民の営農意欲向上等の研修に供することを目的に直営により、管理運営を行っている。

南相馬市指定管理者制度導入計画（第3版）で定めるとおり施設のあり方について検討した結果、近年は、設置目的に関する利用が減少し、地元行政区の集会施設としての利用が主であり、利用者が固定化されていること及び建築から30年が経ち耐用年数（24年）を経過していることを鑑みれば、施設整備の所期の目的を達成し一定の役割を終えたと判断したこと、さらには施設の設置目的については、農村環境改善センターの利用により対応が可能であることから、用途廃止をするため、同施設の設置条例及び条例施行規則を廃止し、財産を処分して良いか判断を仰ぐもの。

## 2. 施設概要

南相馬市角川原総合研修センターは、昭和63年度に水田農業確立対策推進事業を活用し、市民の営農意欲向上等の研修に供することを目的として建築（平成元年3月竣工）され、直営にて管理運営されている。

名称：南相馬市角川原総合研修センター

位置：南相馬市鹿島区角川原字前川原 69 番地の 1

目的：市民の営農意欲向上等の研修に供すること

建築年：平成元年3月竣工

構造：木造平屋建(床面積164.24㎡、敷地面積802.33㎡)

財源：水田農業確立対策推進事業補助金

耐用年数：24年

## 3. 用途廃止後の財産処分

### (1) 建物

以下のことから、主たる利用団体である地元（角川原）行政区へ譲与

①南相馬市指定管理者導入計画（第3版）において、市の施設としては廃止し地域団体や民間への貸与、あるいは譲与したほうが有効な利用が見込まれる施設と定めていること。

②主たる利用団体である角川原行政区から譲与に関する要望がされていること。

③維持管理に関する経費（年間約60万円）の削減が図られること。

### (2) 土地

建物相当面積について地元（角川原）行政区へ無償貸付

#### 4 パブリックコメントの実施

南相馬市パブリックコメント手続条例に基づき、パブリックコメントを実施。

- (1) 案 件 名 南相馬市角川原総合研修センター設置及び管理に関する条例を廃止
- (2) 意見の提出期間 令和元年9月19日(木)～10月8日(火)
- (3) 意見総数 0件
- (4) 意見内容 なし

#### 5 条例等の施行日

令和2年4月1日

#### 6 今後のスケジュール

- (1) 10月下旬 地域協議会(鹿島 諮問、原町・小高 報告)
- (2) 11月上旬 施設譲与の仮契約
- (3) 12月議会 議決(施設の譲渡、条例の廃止)
- (4) 4月 1日 施設の引き渡し